

第356回矢板市議会臨時会

報告事項説明書

令和元年5月

矢板市

報 告 事 項 説 明 書

第356回矢板市議会臨時会に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、平成30年1月18日、矢板市立泉保育所において発生した児童の事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を717,614円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 す い)

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。